県立坂井高等学校　いじめ防止基本方針

平成２６年３月３１日策定

１　目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

２　基本理念

（１）本校は、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための取組みを学校・家庭が一体となって行う。

（２）本校は、生徒に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせることに努める。

（３）本校は、生徒が互いに認め合い、支え合い、助け合い、安心して生活できるような教育環境の整備に努める。

３　「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組み

（１）人権教育の推進

人権に関するホームルーム活動や人権講演会を通して、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

（２）特別活動の充実

ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事さらに部活動等の集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるために、事前・事後指導の充実を図る。

４　いじめの未然防止のための取組み

（１）教育相談体制の充実

クラス担任による定期的な個別面談等や教育相談担当による面談を通して、人間関係での悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言やクラス全体への働きかけによって好ましい人間関係の構築を図る。

（２）生徒への啓発

いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者が及ぼす影響等についてクラスＳＨ、生徒集会や学年集会等において生徒への注意喚起に努める。

ＳＮＳ等インターネットに係るいじめに関する現状と対策について外部講師による講演会を実施し生徒への注意喚起に努める。

５　いじめの早期発見のための取り組み

（１）自己チェックシステムの活用

生徒は自己の生活を振り返るための自己チェックを行い、それをクラス担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

（２）いじめ早期発見チェックシートの活用

生徒一人ひとりを観察する時のチェックポイントを記したシートを作成し、これをもとに教職員・保護者が生徒の様子を観察し、いじめ等の早期発見に努める。

（３）学校生活アンケートの活用

学校生活アンケートを定期的（５月、１０月、２月）に実施し、生徒一人ひとりの状況を適切に

把握する。

（４）**保護者との連携**

日頃から保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における生徒の変化を見逃すことなく、いじめ等の早期発見に努める。

（５）**外部機関との連携**

坂井警察署（スクールサポーター）や坂井市青少年愛護センター等の外部機関と定期的に情報交換する中で学校外におけるいじめ等問題行動の早期発見に努める。

６　いじめの早期解決に向けた取組み

（１）**被害生徒・加害生徒への迅速な対応**

複数の関係者からの情報収集および事実確認をした上で、被害生徒の安全を最優先に考え、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たる。

被害生徒に対して、継続的なカウンセリングを行うなどメンタル面のサポートを十分に行い、一日も早く安心して学校生活を送れるように努める。

加害生徒に対して、いじめに至った背景等をカウンセリング等により聞き取り、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。

（２）**保護者との連携**

被害生徒および加害生徒の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

（３）**外部機関との連携**

必要に応じて、坂井警察署（スクールサポーター）や坂井市青少年愛護センター等の外部機関と連携を取りながら早期解決に向けた最善の方法を講じる。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、県教育委員会および坂井警察署等と連携して対処する。

７　いじめ問題に取り組むための校内組織

（１）**いじめ対策委員会**

いじめの未然防止に関して指導の方策等を協議するために、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

（構成員）校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、部活動担当

（活動）・いじめ問題対応の年間計画の作成
・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定
・学校におけるいじめ問題への取組みの点検・評価

（２）**いじめ対応サポート班**

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

（構成員）生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、クラス担任、部活動顧問

（活動）・正確な事実関係の把握、情報収集（加害者、被害者からの聴き取り）
・当該いじめ事案の対応方針や役割分担の決定と支援策の実行
・当該いじめ事案の対応の経過確認と必要に応じた対応方針等の修正

８　重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

（１）重大事態が発生した旨を、県教育委員会に速やかに報告する。

（２）いじめ調査専門委員会が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

９　学校評価における留意事項等

（１）いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめ問題に適正に対処するため、次の２点を学校評価の項目に加え、本校の取組みを評価する。

・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組みやいじめの未然防止のための取組みに関すること。

・いじめの早期発見や早期解決に向けた取組みに関すること。

（２）この基本方針は、本校のホームページに公開する。